

災害時等の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

◎地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止（状況に応じて園待機または帰宅措置の連絡をします。） 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうか判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので園より連絡します。

◎警報発表時の措置（1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合、下記の措置をとります。
なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

		1号認定の子ども(預かり保育利用)	2号認定の子ども
1	午前6時30分の時点で「警報発表」の場合	午前の預かり保育中止	自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園(給食提供有り)
2	午前7時の時点で「警報発表」の場合		
3	午前9時までに警報解除の場合	午後の預かり保育のみ開設 ※昼食を済ませて、13時より登園 ※定期利用者もおやつのみ持参	
4	午前9時に警報が解除されていない場合	預かり保育終日中止	臨時休園
5	正午に警報が解除されていない場合		

○2号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や12時30分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。

○6時30分の時点で警報が出ている場合は、午前中の預かり保育は開設しません。

○保育・預かり保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従って速やかにお迎えに来てください。

◎警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置

本市において、洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮について市町村が避難情報を発令する際には、下記のとおり5段階の警戒レベルでお知らせします。

災害の発生を把握した場合、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、運営を開始することとなりました。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	市町村が発令
警戒レベル 4	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令するもので、必ず発令するものではない。	速やかに避難先へ避難する。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(高齢者や障害者、乳幼児等)とその支援者は避難を開始する。その他の人は避難の準備を整える。	
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	気象庁が発表
警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性)	災害への心構えを高める。	

※休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、

- ・上記警戒レベル3～5が発令された場合も休園となります。
- ・保育中に警戒レベル3～5が発令された場合は原則としてその時点で保育を中止します。
- ・自宅待機等の対応につきましては、警報発表時の措置と同様となります。

★表記以外の場合も気象情報や園の施設等の状況により、休園及び急なお迎えをお願いする場合があります。
(そのような場合は、緊急メール配信等で園から連絡をいたします。)

★やむを得ない事情で連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。